

【未定稿】

○小西洋之君 立憲民主・社民の小西でございます。

ちょっとと防衛省の問題の四十三兆円の予算の前に、その防衛省がそうした予算について広報活動をやっているということですので、まず官房長に伺いますが、官房長、よろしいですか。

配付資料の二ページなんですが、防衛省として、全国新聞社あるいは民放のキー局、テレビ局などにどういう広報活動をしているか、簡潔にそれだけ答えてください。

○政府参考人（芹澤清君） お答えいたします。

防衛省・自衛隊の活動といいますのは、国民の皆様方の御理解と御支持があつて初めて成り立つものと考えております。このため、防衛省におきましては、平素から政策それから部隊の活動につきまして幅広く広報活動を行つておるところでございます。

○小西洋之君 ちょっとと済みません、それとテレビについて簡潔に。ちょっとと聞こえなかつた、申し訳ない。テレビについてどういう活動をしていらっしゃるかだけ言つてください。

○政府参考人（芹澤清君） 失礼いたしました。

防衛省においては、防衛白書等に限らず、全ての案件におきまして中央、地方の報道機関、外国プレスについて分け隔てなく公平に御説明を行つておるところでございます。

○小西洋之君 ちょっとと引き取ります。

要するに、事前の説明では、テレビの解説委員ですとか、あるいはそのキヤスターというような人にも説明をしているということなんですが。

防衛省が広報活動をするというのは一般論としてあるかもしれないわけでございますので、今問題になつてはいけないわけでございます。少しだけ質問をさせていただきたいと思います。

今回、今問題になつている総務省の内部文書の件なんですが、その目的が、当時の安保法制を目的として行われたというようなことも資料の中にあるところでございます。安保政策を始めとして、

民主制の基盤が言論、報道の自由の在り方でござりますので、その根幹である放送法の解釈が明確でないのに防衛省に広報活動等の予算を認めることはできませんので、少し総務省の参考人に放送法の解釈について質問をさせていただきたいと思ひます。

山崎参考人、前に座られたらしいと思うんですけれど、ちょっとと委員長、座らせていただけますか。

○委員長（阿達雅志君） 山崎参考人。

○小西洋之君 では、総務省の参考人に伺います。政府はこの間、放送法四条の政治的公平の適合性の判断について、一つの番組だけではなく、放送事業者の番組全体を見て判断するという従来の

解釈は何ら変更ないと述べていますが、なぜ、た

った一つの番組しか見ないのに放送番組全体のバランスを判断できるのか疑問であります。

この点、政府統一見解、二ページでございますけれども、あつ、二ページですね、番組全体を見るという表現はありますが、仮に、この平成二十八年の統一見解で例示している極端な場合なるものがあつたときに、その一つの番組を放送番組全体のバランスとの関係でどのように考へているのか、これが明らかでないと思うのですが、説明をお願いいたします。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

政治的公平の解釈につきましては、今御指摘のありました平成二十八年政府統一見解がございまして、これに沿つて御答弁させていただきます。

政府統一見解におきましては、番組全体を見て判断するとしても、番組全体は一つ一つの番組の集合体であり、一つ一つの番組を見て全体を判断することは当然のことだとされております。

その上で、一つの番組のみでも、例えば二つの事例を例示しつつ、極端な場合においては一般論として政治的に公平であることを確保しているとは認められないとの考え方を示し、番組全体を見て判断するというこれまでの解釈を補充的に説明し、より明確にしたものであります。

【未定稿】

政治的に公平であることの解釈は、従来から、政治的問題を取り扱う放送問題の編集に当たっては、不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、番組全体としてのバランスの取れたものであることとしており、その適合性の判断に当たっては、一つの番組ではなく、放送事業者の番組全体を見て判断するとしてきたものでございます。この従来からの解釈については何ら変更がないところでござります。

○小西洋之君 ちょっとと明確じやないと思うんですけど、総務省の見解としては、三月の八日に、極端な場合に、の判断、政治的公平の判断について、一つ一つの番組の集合体が全体でありますので、全体のバランスを見つつその判断を行うというふうに、これは大臣も局長も私の質問に対しても答弁をしているんですが、それは総務省の考え方であるということでしょうか。問い合わせ一の肝の部分とセットで答えてください。

○政府参考人（山崎良志君） 今御指摘のありました三月八日の松本大臣の答弁、この松本大臣の答弁のとおりでございます。

○小西洋之君 じゃ、ちょっとと私の方で、基本、統一見解の言葉を使いながら見解を確認します。

総務省として、政治的公平の判断の在り方は、番組全体でバランスが取れたものであることをそ

番組ではなく、放送事業者の番組全体を見て判断するということであるという考え方でよろしいですか。バランスという言葉を使って明確に答えてください。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げました政府統一見解におきましては、番組全体は一つ一つの番組の集合体であり、一つ一つの番組を見て全体を判断することは当然のことであるとされておりまして、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体であるかど

うかを判断するということでござります。

○小西洋之君 ちょっとと今答弁していただいてい

る、番組全体でバランスが取れたものであるとい

う、あるかどうかというその判断の在り方なん

で、恐縮ですけれども、御指摘のような場合でも、政

府統一見解においては、一つの番組ではなく、一

つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バ

ランスが取れたものであるかどうかを判断するこ

ととされているところでござります。

○小西洋之君 委員会を止めることもできるん

ですが、含むか含まないかを明確に答弁してください。

端的に言うと、この極端な番組、場合がという

のがケースにあるわけです。その極端な場合であ

る一つの番組を含む、含めた番組全体でその全体

のバランスを判断している、そういうことでよろ

しいでしようか。明確に含むという言葉を使いな

がら答弁してください。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げま

指摘のような場合でも、政府統一見解においては、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バランスが取れたものであるかどうかを判断することとされているところでござります。

○小西洋之君 二回目の質問ですけれども、その政府統一見解の趣旨は、当該その極端な場合である一つの番組、それを含めた番組全体、そのバランスを見ている。含む、含めたという言葉を使いながら答弁してください。二回目です。

○政府参考人（山崎良志君） 繰り返しになつて恐縮ですけれども、御指摘のような場合でも、政

府統一見解においては、一つの番組ではなく、一

つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バ

ランスが取れたものであるかどうかを判断するこ

ととされているところでござります。

○小西洋之君 委員会を止めることもできるん

ですが、含むか含まないかを明確に答弁してください。

○政府参考人（山崎良志君） 御指摘のような場

合でもというふうに申し上げておりますので、そ

こには含まれるというふうに、含まれると御理解

いただければ結構です。

○小西洋之君 確認ですけれども、はいだけで結構ですが、今答弁いただいているんですね。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げま

す。

今御指摘のありました極端な場合、そうした御

この平成二十八年二月十二日の統一見解の趣旨

【未定稿】

というのは、政治的な公平の判断の在り方としては、極端な場合の番組があつても、その極端な場合、当該一つの番組を含む放送番組全体、そのバランスを見て判断をする、そうしたことを法理として述べているのがこの統一見解であると、そういうことでよろしいですね。

○政府参考人（山崎良志君） 先ほど御答弁したとおりでござります。

○小西洋之君 今の私の理解でよろしいですねと、はいと答えていただきたいと思うんですけれども。○政府参考人（山崎良志君） 御指摘のような場合も含めて、政府統一見解におきましては、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バランスが取れたものであるかどうかを判断することとされているところでござります。

○小西洋之君 明快に含めてと二回おっしゃっていただきました。

じゃ、ちょっと問い合わせていいますけれども。

しかし一方で、この統一見解、文章としては、一つの番組のみでもあって、で、①、②の事例があつて、極端な場合は政治的公平を確保していると認められないというふうにありますので、まるで一つの番組のみを政治的公平の判断要素にしているかのように読めるのですが、先ほど確認し

ましたけど、統一見解の趣旨としては、端的に言えば、一つの番組のみに着目して、それのみを判断の根拠にして政治的公平が判断されることはなし、総務省においても、放送法の解釈としてそのような判断はしてはならない、必ず当該一つの番組も含めた放送番組全体のバランスを見て政治的公平を判断する、これがこの統一見解の示している法理であると、解釈であると云うことでよろしいですね。

○政府参考人（山崎良志君） 繰り返しになりますが、政府統一見解におきましては、番組全体を見て判断するとしても、番組全体は一つ一つの番組の集合体であり、一つ一つの番組を見て全体を見判断することは当然のことであるとされているところとして、御指摘のとおり、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バランスの取れたものであるかどうかを判断するということです。

○小西洋之君 明快に含めてと二回おっしゃっていただきました。

○小西洋之君 じゃ、ちょっと問い合わせていいますけれども。

しかし一方で、この統一見解、文章としては、一つの番組のみでもあって、で、①、②の事例があつて、極端な場合は政治的公平を確保していると認められないというふうにありますので、まるで一つの番組のみを政治的公平の判断要素にしているかのように読めるのですが、先ほど確認しているかのように読めるのですが、先ほど確認し

なく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バランスが取れたものであるかどうかを判断するということでございますので、一つの番組の集合体であるのは、まあ含まれるものと考えて、含まれるものと考えております。

○小西洋之君 明確にありがとうございます。

じゃ、問い合わせの五番ですけれども、この平成二十九年二月十二日の統一見解は、平成二十七年五月十二日の高市総務大臣答弁と、この一つの番組のみでもという言葉を使うとともに、内容として、解釈と、内容として全く同じなんですが、当該高市答弁や、その後、その他、一つの番組でもいう文言を用いている平成二十八年二月の八日、また平成二十八年三月十八日の高市大臣答弁、あるいは、一つの番組のみが政治的に公平であることには違反したということをもつてという言い方をして、平成二十八年三月九日の高市大臣答弁、ほかにもあるかもしれませんけれども、いずれにしても、当該これらの大臣答弁も含めて、それ以降、まあ、それ以前もですけれども、政府答弁の趣旨も、法理としては必ず、極端な場合とされる当該一つの番組も含めた放送番組全体のバランスを見て政治的公平を判断すると、そういうことを法理として述べている答弁であるということで間違いないですね、この答弁の趣旨というの。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げま

【未定稿】

す。

繰り返しになりますが、政府統一見解におきましては、番組全体を見て判断するとしても、番組全体は一つ一つの番組の集合体であり、一つ一つの番組を見て、全体を判断することは当然、当然のことであるとされておりまして、御指摘のように様々な答弁がございますが、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バランスが取れたものであるかどうかを判断するという解釈につきましては、何ら変更はございません。

○小西洋之君 ちょっとと確認ですが、今私が読み上げた各大臣答弁なんすけれども、全て極端な場合のケースの当然答弁なので、これらの大臣答弁は全て、その極端な場合である一つの番組を含めた放送番組全体、そのバランスで判断をしなければならない、判断をするという、そういう法理を述べた答弁であると、全て。そういう理解でよろしいですね。簡潔に、もうそれだけ答えてください。

○政府参考人（山崎良志君） 若干繰り返しになりますが、御指摘のように様々な答弁ございますが、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バランスが取れたものであるかどうかを判断するという解釈については、何ら変更はございません。変更はございません。

○小西洋之君 だから、当該極端な場合である一つの番組も含めた放送番組全体、そういう趣旨の答弁ですね。もうそれだけ、含めたという言葉を使つて答えてください。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

御指摘の様々な答弁も含まれるものでございます。

○小西洋之君 答弁というのは、様々な答弁に、今、含まれるということですか。ちょっとと簡潔に答えてください。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

御指摘の様々な答弁が含まれるものでございます。

○小西洋之君 答弁が含まれるじゃなくて、その私が指摘した答弁の趣旨として、当該極端な場合の一つの番組を含んだ番組全体という、そういう趣旨の答弁しているんですねと言っているんです。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

もう一回繰り返して申し訳ありませんが、御指摘の様々な答弁を含めて、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バランスが取れたもので何を何に対しても補充しているのか、分かりやすく一度で終わるような答弁をしてください。

○政府参考人（山崎良志君） 御質問の点、政府統一見解において、番組全体を見て判断するといふ従来の解釈に対して補充的に説明したということです。

○小西洋之君 いや、だから、私が、高市大臣答弁、あの平成二十七年五月十二日を含めた、指摘した大臣答弁は、一つの極端な場合なるものがあつたとしても、その極端な場合である一つの番組を含めた番組全体で判断している、全体のバランスを。そういう放送法の解釈を法理として述べている答弁であると、そういう理解でよろしいですね。

極端な場合である番組が含まれているかどうか、全体の中に。それを示しながら答えてください。さつきから何回か答えているんですよ。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

今御指摘のとおりでございまして、極端な場合の番組が含まれるということでございます。

○小西洋之君 審議官、落ち着いてやつてもらえば大丈夫ですからね。

じゃ、六番、問い合わせの六番ですが、政府はこの間、この高市答弁や統一見解について、補充的説明というようなことを言つたんですが、これ、じゃ、何を何に対しても補充しているのか、分かりやすく一度で終わるような答弁をしてください。

○政府参考人（山崎良志君） 御質問の点、政府統一見解において、番組全体を見て判断するといふ従来の解釈に対して補充的に説明したということです。

【未定稿】

その上で、一つの番組のみでも、例えばとして、二つの事例を例示しつつ、極端な場合においては、一般論として政治的公平を確保しているとは認められないとの考え方を示し、番組全体を見て判断するというこれまでの解釈を補充的に説明し、より明確にしたものでございます。

○小西洋之君 ちょっと私の言葉で言いますね。

要するに、政府は、放送法を作つて以来、政治的公平の判断というのは、あらゆる、あらゆる番組ですよ、あらゆる番組を含めたその局の番組全體を見ることでしか判断できないというふうにしてきたわけですが、まあ何かよく分かりませんけど、この極端な場合があつたときどうするんだ、まあ結論は同じだと分かり切つているんですが、考えてみたわけですね。

そうすると、極端な場合なるものがあつた場合でも、その極端な場合なるものを含めた番組全体で判断するんだということを、当たり前のことを改めてこの統一見解には明確化して書いてある、そういう意味で補充的な説明であると、そういう趣旨で、理解でよろしいですね。

○政府参考人（山崎良志君） 御指摘のとおりでございます。

○小西洋之君 では、ありがとうございました。じゃ、ちょっとあと補充の質問が幾つかありますので、よろしいですか。早口で行きますね。

昭和三十九年の答弁というものがありまして、配付資料の五ページ以下でございますけど、総務省の番号で四十六ページ、総務省、以下ですが、昭和三十九年答弁の極端な場合を除いてという言葉についてなんですが、私の三月三日の予算委員会の質疑以降に初めてですね、言い方なんですが、

あたかも一つの番組のみでも政治的公平を判断できるという法理をこの言葉が示しているかのよう受け取れるような答弁が一部でなされているように私は感じるんですが、まあ事実関係分かりませんけれども、そういう意味ではないと、それらの答弁はということでよろしいですね。放送法の解釈権を持つていてる総務省の有権解釈として答弁してください。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

三月三日以降、御指摘の答弁は、御指摘のとおり、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バランスが取れたものであるかどうかを判断するというものでござります。

○小西洋之君 じゃ、その三十九年答弁なるもので、問い合わせの九番ですが、三十九年答弁においては、ちょっと割愛しますけれども、宮川政府参考人という方が、資料の五ページ以降、総務省の番号で四十五ページ以降で、ある期平であることにについてですけれども、ある期間全体を貫く放送番組の編集の考え方の表れ、略しますね、こういう考え方を取つていて。さらに、別の言葉で、ある一時点、ある一つだけの番組につきまして直ちに判断するということではなくと、いうことを述べながら、ちょっと略しますけれども、その流れとして、政治的に公平であるかないかという問題についてはやはり同じようなことが申されるのではないかと思いますというふうに答弁しているんですけれども。

○小西洋之君 ジや、ちょっともう一度確認で聞きますけど、問い合わせの八番ですが、要するに、この三十九年答弁の極端な場合を除いてに関する三月三日以降の全ての政府答弁などですけれども、それは、一つの番組のみを見て、つまり番組全体の

【未定稿】

これは質問通告していますけど、これら宮川政府参考人の三十九年答弁の中の二つのこの発言、

言葉ですけれども、これらの答弁は、法理として、

放送法四条の政治的公平の判断の在り方としては、放送事業者の番組全体を見て、すなわち番組全体のバランスを見て政治的公平を判断するという趣旨、つまり従来の政府の解釈と同じことを法理として言っているということによろしいですね。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

先ほど来申し上げております政府統一見解の番組全体という解釈、これは従来から変更がございませんので、御指摘の答弁も同じ趣旨で答弁されたものと考えております。

○小西洋之君 ジヤ、ちょっとその更問い合わせで、要するに、じや、昭和三十九年答弁というのには、その中に、極端な場合を除きましてという発言、言葉があるんですが、この三十九年答弁の趣旨としては、極端な場合には一つの番組のみでも政治的公平が判断できるという法理を述べたものでは決してないということによろしいですね。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

御指摘のような場合でも、政府統一見解において、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合

体である番組全体を見てバランスが取れるもので

あるかどうかを判断することとされているところ

でございます。

○小西洋之君 これ、もう時間あれなので外しますけど、これ別に、四条の政治的公平の法理、解釈に照らして極端な場合とか言っているわけでは全くなく、これ会議録を読めば誰でも分かるんで

すが、予算委員会で私が言っているんですが、じや、問い合わせの十番なんですか。私が公表し総務省が行政文書と認めた総務省の内部文書、

この三月十日付けの、今配付資料ですね、四十三ページ、目次のこの四十三ページ、総務省の番号ですけれども、には、この三十九年答弁と平成十六年の麻生大臣答弁、また十九年の増田大臣答弁が添付されています。

麻生大臣答弁では、政治的に公平であるとの判断は、一つの番組ではなく、その当該放送事業者の番組全体を見て判断する必要がある。増田大臣答弁では、個々の番組について判断されるものではなく、当該放送事業者の番組、放送番組全体を見て判断するものであるというふうに述べているんですが、要するに、この今申し上げた麻生、増田大臣の答弁というのは、昭和三十九年の答弁と趣旨としては全く同じということでよろしいですね。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

政府統一見解におきます、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バランスが取れたものであるかどうかを判断するという解釈は従来から何ら変更ございませんので、御指摘の答弁も同じ趣旨で答弁されたものと考えております。

○小西洋之君 ジヤ、更に確認です。

配付資料の十一ページなんですが、平成八年五月の二十二日に楠田政府参考人という答弁があるんですけど、これ重要な政治的公平に関する答弁なんですが、これは、ただ、一つの番組のみではなく全體を見て判断するということでございまますという、この、いわゆる一つの番組のみというような言葉ですね、これ先ほどの政府統一見解や平成二十七年の高市答弁でも出てくる、一つの番組のみというところは重なっているんですけど、ただ、これは、この楠田答弁は、ただ、これは一つの番組のみではなく全體を見て判断するということを述べているんですが。

この平成八年の楠田答弁と平成三十九年の答弁、先ほどの答弁、あと十六年の麻生大臣答弁、増田大臣答弁、これ全部法理として同じことを言つて

いるということによろしいですね。簡潔に。
○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

先ほど来御説明しております政府統一見解にお

【未定稿】

ける解釈は從来から何ら変更ございませんので、御指摘の答弁も同じ趣旨で答弁されたものと考えております。

○小西洋之君 ジヤ、さらに、その問い合わせの関連で確認ですが、今私が指摘した平成八年の楠田政府委員答弁というのは、この平成二十八年の統一見解、また平成二十七年の高市、五月十二日ですね、高市大臣答弁と共に文言を使っているわけですけれども、趣旨として全く同じであると、この三つはということによろしいですね。

○政府参考人（山崎良志君） 先ほど来申し上げております政府統一見解の解釈、從来から変更ございませんので、同じ趣旨で答弁されたものと考えております。

○小西洋之君 ジヤ、問い合わせの十二番ですけれども、昭和三十九年の答弁の以前及び以後の今日に至るまでに、放送事業者の放送番組全体のバランスを見て判断する、統一見解の言葉によれば、番組全体としてバランスの取れたものであるかというふうにして判断する、そういうやり方ではなく、一つの番組のみの判断によって政治的公平を判断できるという法理を明示した、あるいはこうした法理を述べている国会答弁も政府見解も一つもないということによろしいですね。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

政府統一見解における先ほどから御説明しております解釈、考え方とは、御指摘のとおり、今日に至るまで何ら変更していないことでござります。

○小西洋之君 国会答弁も政府見解もそうしたものは一つもないということでよろしいですね、一つの番組だけで判断できるというのは。

○政府参考人（山崎良志君） 御説明しております考え方とは、御指摘のとおり、今日に至るまで何ら変更していないことでござります。変更していないうことでござります。

○小西洋之君 ジヤ、あるかないか、ございませんと答えてください。

○政府参考人（山崎良志君） ございません。

○小西洋之君 ジヤ、ちょっと大事な答弁行きますね、質問行きますね。

○政府参考人（山崎良志君） 統一見解のような事例、極端な場合ですね、かつて、まさに一五年頃なんですが、一つの番組のみの政治的公平の判断で、いわゆる放送局の電波を止め、電波法、放送法の設備、業務の停止命令を出すことができるかのような答弁が平成二十七年の五月十二日の高市答弁以降あつたかのようにちよつと私は感じています。

例えば、平成二十八年二月の八日及び二月の二十九日の奥野総一郎議員に対する高市大臣答弁、また三月九日の和田政宗議員に対する大臣答弁な

どですが、ほかにあるかもしませんけれども、いずれにしても、これらの答弁を含めて、一つの番組のみを見て政治的公平を判断してその違法性を認定し、それを根拠に電波法、放送法の設備、業務の停止命令ができるという政府の見解を法理として述べた国会答弁や政府見解は、戦後の放送法の歴史において一度もないということによろしいですね。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

政治的公平であるということについて番組全体で見て判断するという從来の解釈に何ら変更はございません。

また、放送法第四条違反に基づく放送法第百七十四条、電波法七十六条の運用がなされたことはありません。

さらに、平成二十八年三月三十一日の参議院総務委員会において、「業務停止命令の要件として公共の電波を使って繰り返されている場合と明確に述べていらっしゃいますので、一つの番組のみの判断で業務停止命令がなされる」とはないと、の判断で業務停止命令がなされる」とはないと、いうことでよろしいですね。」という質問があり、高市総務大臣は「それは一〇〇%ございません」と答弁されているところでございます。あくまでも放送事業者が自律的にしっかりと放送法を守っていただくことが基本であると考えてござ

【未定稿】

います。

○小西洋之君 以上、るる答弁いただきましたけど、最後に、以上、今政府参考人が答弁していただいた答弁は、総務大臣の確認の下に、総務省の政府としての答弁であるということによろしいですね。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

私が今申し上げました答弁は、総務省としての答弁でござります。

○小西洋之君 じゃ、済みません、では、防衛大臣に委嘱審査のど真ん中の質問をさせていただきますが、GDP比、あつ、済みません。

○委員長（阿達雅志君） 申合せの時間が参りましたので、質疑をおまとめください。

○小西洋之君 分かりました。じゃ、一言だけ。

このGDP比二%にするためには二兆円差があるんですけれども、そこの内訳とそのそれぞれの金額ですね、各項目と金額の資料提出を求めたんですが、実は出せないということが来ましたので、まずは井予算ではないかと思いますので、引き続きしっかりとやります。

ありがとうございました。